

## 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書

農業農村整備事業は、食料・農業・農村基本法に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど、現場のニーズに十分に応えられていない実態がある。

平成24年度から現政権下のもと、予算規模は回復してきているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っていない状況にある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について最大限配慮するよう強く要望する。

### 記

1. これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。
2. 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。
3. 土地改良事業や農村集落が持っている共同体機能を生かした集落営農の推進により、農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月25日

大 阪 府 茨 木 市 議 会